

国海査第 445 号の 2

令和 7 年 3 月 31 日

関係団体 各位

国土交通省 海事局

検査測度課長 池田 隆之

(公印省略)

船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

膨脹式救命いかだ等整備記録

()

船名		整備事業場名						
いかだ等種類		型式	型式承認番号	メーカー名	製造番号	製造年月	本船のいかだ等No.	
整備番号		整備年月日		整備の種類				
前回整備		前回整備事項		前回整備事業場名				
展張外観検査		ガス膨脹試験	試験年月:		ガス作動:	安全弁:	膨脹状態:	
		耐圧試験	上(外)気室: kPa()		下(内)気室: kPa()		膨脹状態:	
荷重試験	進水用	荷重	kg:					
	投下用	床上 荷重	kg:	水槽	荷重種類:	質量:	kg:	
漏洩試験		上(外)気室		下(内)気室		支柱気室		
		kPa()		kPa()		kPa()		
床気室漏洩試験								
安全弁の作動		上気室(右)	上気室(左)	下気室(右)	下気室(左)	支柱気室		
開放圧		kPa()	kPa()	kPa()	kPa()	kPa()		
閉止圧		kPa()	kPa()	kPa()	kPa()	kPa()		
乗込台の機能確認試験(膨脹式)			内圧設定値: kPa		30分放置後の下気室の異常:			
乗込台の機能確認試験(膨脹式以外)			取付部の異常:		外観の異常:			
天幕気柱の機能確認試験			天幕気柱圧力: kPa		30分放置後の異常:			
充気装置	自動索	基準長: m	実測長: m	交換年月:				
	もやい綱	基準長: m	実測長: m	交換年月:				
	引き寄せ索	基準長: m	実測長: m	交換年月:				
作動ワイヤの取付け位置		もやい綱のいかだ側から		基準値: m	実測値: m			
ボンベ	ポンペ No.							
	記号及び番号							
	製造年月							
	容器容量							
	耐圧試験年月							
	充填年月							
	ガス質量		CO ₂ : kg					
		N ₂ : kg	N ₂ : kg	N ₂ : kg	N ₂ : kg	N ₂ : kg	N ₂ : kg	
交換/継続の別								
パッチ等の数(補修のみ)			整備前			整備後		
艙装品等	品名	個数	有効期間	交換/継続の別	品名	個数	有効期間	交換/継続の別
	落下傘付信号				応急医療具(器具)			
	信号紅炎				応急医療具(薬品)			
	発煙浮信号				海水電池			
	救難食糧				リチウム電池			
	飲料水				ゴムのり		水密電気灯用乾電池	
	船酔い薬				海面着色剤	製造者		製造年月:
自動離脱装置	製造者	型式		製造年月:	ウィークリンク			
	試験荷重	1.96kN	製造番号:	作動圧力: MPa	交換年月:			
いかだ架台 手動作動試験				架台の種類				
※該当する欄に限る。				最小航海喫水線からの積付高さ: m				
				積付年月日:				
				直接監督者 氏名及び検印		積付実施者 氏名及び検印		

降下式乗込装置(スライダー)整備記録

()

船名						整備事業場名				
型式			型式承認番号	メーカー名		製造番号	製造年月	本船のスライダーNo.		
整備番号	整備年月日		整備の種類							
前回整備	前回整備事項		前回整備事業場名							
展張外観検査	ガス膨脹試験	試験年月:			ガス作動:	安全弁:	膨脹状態:			
	耐圧試験	上気室:	kPa()		下気室:	kPa()		膨脹状態:		
漏洩試験	上気室		下気室			支柱気室				
	kPa()		kPa()			kPa()				
安全弁の作動	上気室	上気室								
開放圧	kPa()		kPa()							
閉止圧	kPa()		kPa()							
天幕気柱の機能確認試験				天幕気柱圧力:		kPa	30放置後の異常:			
充気装置	自動索	基準長: m		実測長: m		交換年月:				
作動ワイヤの取付け位置		もやい綱のいかに側から			基準値: m		実測値: m			
ポンベ	ポンベ No.									
	記号及び番号									
	製造年月									
	容器容量									
	耐圧試験年月									
	充填年月									
	ガス質量	CO ₂ :	kg	CO ₂ :	kg					
		N ₂ :	kg	N ₂ :	kg					
交換/継続の別										
パッチ等の数(補修のみ)				整備前		整備後				
※該当する欄に限る。					最小航海喫水線からの積付高さ: m					
					積付年月日:					
					直接監督者 氏名及び検印			積付実施者 氏名及び検印		

○船舶検査の方法 A 編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A 編 総則	A 編 総則	
第1章 (略)	第1章 (略)	
1.1 (略)	1.1 (略)	
1.1.1 (略)	1.1.1 (略)	
1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3に掲げる船舶、特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C 編	1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3に掲げる船舶、特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C 編	
-1. 小型船舶*	-1. 小型船舶*	
-2. 平水区域を航行区域とする <u>船舶(旅客船を除く。)</u>	-2. 平水区域を航行区域とする <u>旅客船以外の船舶</u>	明確化
-3. 小型兼用船	-3. 小型兼用船	
1.1.3 以下 (略)	1.1.3 以下 (略)	

○船舶検査の方法 A 編 第2章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A 編 総則	A 編 総則	
第2章 予備検査の証印及び成績書	第2章 予備検査の証印及び成績書	
2.1・2.2 (略)	2.1・2.2 (略)	
2.3 成績書	2.3 成績書	
2.3.1 (略)	2.3.1 (略)	

<p><u>2.3.2</u> 成績書は、次のいずれかの方法による。</p> <p>-1. 担当検査官は、成績書に管海官庁名を記載し、管海官庁の略符のゴム印を押印すること。</p> <p>-2. 担当検査官は、電子成績書に管海官庁名を記載し、管海官庁の略符の画像データを附すこと。</p> <p>2.3.3 以下（略）</p>	<p><u>2.3.2</u> 担当検査官は、成績書に管海官庁名を記載し、管海官庁の略符のゴム印を押印すること。</p> <p>(新設)</p> <p>2.3.3 以下（略）</p>	<p>遠隔検査対応</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

○船舶検査の方法 B編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 設計の検査</p> <p>1.2.1 (略)</p> <p>1.2.2 検査測度課長に伺い出る設計の検査</p> <p>-1. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上記(5)以外の船舶、材料、機関、又は設備で、特殊な設計であるため船舶の安全上特に配慮を要すると首席海事技術専門官又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)が認めるもの</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>-2. (略)</p> <p>1.2.3 運輸支局又は海事事務所が設計の検査を行う場合の次に掲げ</p>	<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 設計の検査</p> <p>1.2.1 (略)</p> <p>1.2.2 検査測度課長に伺い出る設計の検査</p> <p>-1. (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 上記(5)以外の船舶、材料、機関、又は設備で、特殊な設計であるため船舶の安全上特に配慮を要すると首席海事技術専門官(船舶検査官)又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)が認めるもの</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>-2. (略)</p> <p>1.2.3 運輸支局又は海事事務所が設計の検査を行う場合の次に掲げ</p>	<p>海事 QMS</p>

る船舶又は物件の設計の検査については、本局首席海事技術専門官に伺い出ること。ただし、本局首席海事技術専門官が特に必要と認める場合を除き、東京運輸支局、静岡運輸支局、尾道海事事務所、下関海事事務所又は長崎運輸支局において行う場合は、この限りでない。

なお、上記にかかわらず、本局首席海事技術専門官が過去の実績等を考慮し、必要ないと認める場合は各支局又は各海事事務所限りとしてよい。

(1)～(7) (略)

(8) 船舶検査心得又は本検査の方法において本局首席海事技術専門官の承認を必要としている物件。

この場合、本局首席海事技術専門官(本文ただし書により運輸支局又は海事事務所において処理した場合にあつては首席海事技術専門官又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。))は、承認した物件については必要な資料を添えて、検査測度課長に報告するものとする。

1.2.4・1.2.5 (略)

1.3 船体

1.3.1・1.3.2 (略)

1.3.3 工事中の検査

-1.・-2. (略)

-3. 塗装システム

(1)・(2) (略)

(3) 塗装検査員が以下に掲げるいずれかの資格を有していることを確認する。

(a) 「The Association for Materials Protection and Performance」(AMPP)が定める AMPP Certified Coating Inspector

(b)・(c) (略)

る船舶又は物件の設計の検査については、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。ただし、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)が特に必要と認める場合を除き、東京運輸支局、静岡運輸支局、尾道海事事務所、下関海事事務所又は長崎運輸支局において行う場合は、この限りでない。

なお、上記にかかわらず、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)が過去の実績等を考慮し、必要ないと認める場合は各支局又は各海事事務所限りとしてよい。

(1)～(7) (略)

(8) 船舶検査心得又は本検査の方法において本局首席海事技術専門官(船舶検査官)の承認を必要としている物件。

この場合、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)(本文ただし書により運輸支局又は海事事務所において処理した場合にあつては首席海事技術専門官(船舶検査官)又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。))は、承認した物件については必要な資料を添えて、検査測度課長に報告するものとする。

1.2.4・1.2.5 (略)

1.3 船体

1.3.1・1.3.2 (略)

1.3.3 工事中の検査

-1.・-2. (略)

-3. 塗装システム

(1)・(2) (略)

(3) 塗装検査員が以下に掲げるいずれかの資格を有していることを確認する。

(a) 「米国腐食技術者協会」(NACE)が定める NACE Level 2

(b)・(c) (略)

海事 QMS

海事 QMS

NACE の名称
変更

(4)～(6) (略)

1.3.4～1.3.7 (略)

1.4・1.5 (略)

1.6 電気設備

1.6.1 防爆型の電気機器

(略)

1.6.1 の表

防爆構造の種類	JIS 規格	相当する IEC 規格
(略)	(略)	(略)
砂詰防爆構造	-	IEC 60079- <u>5</u>
(略)	(略)	(略)

(略)

1.6.2～1.6.7 (略)

1.7 一般設備

1.7.1～1.7.7 (略)

1.7.8 特殊設備(設備規程第7編参照)

-1. 特殊設備(簡易型船舶自動識別装置を除く。)の性能試験は、附属書 E-6 に定めるところによる。

-2. (略)

-3. 簡易型船舶自動識別装置は技適マーク等によって無線設備規則第45条の3の4第1項に規定するものであることを確認し、船内備付け又は積付け検査及びすえ付け後の効力試験を行う。

1.8 救命設備

1.8.1～1.8.3 (略)

1.8.4 位置保持型膨脹式救命いかだ(船舶救命設備規則第21条第5項)及び位置保持型膨脹式救命浮器(船舶検査心得3-2 船舶救命設備規

(4)～(6) (略)

1.3.4～1.3.7 (略)

1.4・1.5 (略)

1.6 電気設備

1.6.1 防爆型の電気機器

(略)

1.6.1 の表

防爆構造の種類	JIS 規格	相当する IEC 規格
(略)	(略)	(略)
砂詰防爆構造	-	IEC 60079- <u>2</u>
(略)	(略)	(略)

(略)

1.6.2～1.6.7 (略)

1.7 一般設備

1.7.1～1.7.7 (略)

1.7.8 特殊設備(設備規程第7編参照)

-1. 特殊設備の性能試験は、附属書 E-6 に定めるところによる。

-2. (略)

(新設)

1.8 救命設備

1.8.1～1.8.3 (略)

(新設)

誤記訂正

簡易 AIS

簡易 AIS

改良型いかだ等の規定を追

<p>則 57.3 (a) 参照)</p> <p>位置保持型膨脹式救命いかだ及び位置保持型膨脹式救命浮器を投下、展張した際に、位置を調整し、かつ、保持することができる設備が船舶に備えられていることを確認する。</p>		加
<p><u>1.8.5・1.8.6</u> (略)</p> <p>1.8.7 救命いかだ進水装置</p> <p>-1. 降下試験(救命設備規則 45.0.1、45.0.2 及び 45.0.5 参照)</p> <p><u>1.8.6-1.</u>に定める試験と同様の試験を行う。</p> <p>この場合において、「救命艇」とあるのは、「救命いかだ」と読み替える。</p> <p>-2. ～-5. (略)</p>	<p><u>1.8.4・1.8.5</u> (略)</p> <p>1.8.6 救命いかだ進水装置</p> <p>-1. 降下試験(救命設備規則 45.0.1、45.0.2 及び 45.0.5 参照)</p> <p><u>1.8.5-1</u>に定める試験と同様の試験を行う。</p> <p>この場合において、「救命艇」とあるのは、「救命いかだ」と読み替える。</p> <p>-2. ～-5. (略)</p>	条ずれ 条ずれ等
<p>1.8.8 救助艇揚卸装置(重力式のもの)</p> <p>-1. 降下試験(救命設備規則 46-2.1.3、46-2.1.8 及び 46-2.1.9 参照)</p> <p><u>1.8.6-1.</u>に定める試験と同様の試験を行う。この場合において、「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替える。</p> <p>-2. 揚収試験(救命設備規則 46-2.1.6、46-2.1.7 及び 46-2.1.9 参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>1.8.6-2.(2)</u>の試験と同様の試験を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>-3. (略)</p>	<p>1.8.7 救助艇揚卸装置(重力式のもの)</p> <p>-1. 降下試験(救命設備規則 46-2.1.3、46-2.1.8 及び 46-2.1.9 参照)</p> <p><u>1.8.5-1</u>に定める試験と同様の試験を行う。この場合において、「救命艇」とあるのは、「救助艇」と読み替える。</p> <p>-2. 揚収試験(救命設備規則 46-2.1.6、46-2.1.7 及び 46-2.1.9 参照)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>1.8.5-2(2)</u>の試験と同様の試験を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>-3. (略)</p>	条ずれ等
<p><u>1.8.9</u> (略)</p>	<p><u>1.8.8</u> (略)</p>	
<p><u>1.8.10</u> 降下式乗込装置</p> <p>備え付けるものの内、一台を任意に選び、投下展張し、異常なく展張できることを確かめる。この場合に、船舶の乾げんは任意として差し支えない。(船舶救命設備規則第 47 条の 2 第 2 号ただし書きに規定するもの(以下「スライダー」という。)を除く。)</p> <p>スライダーにあっては、降下式乗込装置の使用方の説明書に従</p>	<p><u>1.8.9</u> 降下式乗込装置</p> <p>備え付けるものの内、一台を任意に選び、投下展張し、異常なく展張できることを確かめる。この場合に、船舶の乾げんは任意として差し支えない。</p>	スライダーの規定を追加

<p>って適切に固定されていること（使用時のみ固定するものにあつては固定できること）を確認する。</p> <p><u>1.8.11～1.8.14</u>（略）</p> <p>1.9 消防設備</p> <p>1.9.1～1.9.3（略）</p> <p>1.9.4 固定式鎮火性ガス消火装置（消防設備規則第2節及び47.1参照）</p> <p>-1. ガス充填</p> <p>(1) 高圧ガス保安法の検査に合格した<u>容器又はそれ以外の容器であつて高圧ガス保安法で高圧ガス容器として基準に適合していることが認められている容器（UN（ISO）容器等）</u>であることを確認する。</p> <p>(2) 以下（略）</p>	<p><u>1.8.10～1.8.13</u>（略）</p> <p>1.9 消防設備</p> <p>1.9.1～1.9.3（略）</p> <p>1.9.4 固定式鎮火性ガス消火装置（消防設備規則第2節及び47.1参照）</p> <p>-1. ガス充填</p> <p>(1) 高圧ガス保安法の検査に合格した<u>容器</u>であることを確認する。</p> <p>(2) 以下（略）</p>	<p>明確化</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

○船舶検査の方法 B編 第2章

以下のとおり一部改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行	備 考
<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.7（略）</p> <p><u>2.1.8 施行規則第12条第1項の規定によりその他の航行上の条件を指定している場合、定期的検査において、当該航行上の条件に記載された条件が変更されていないことを確認すること。</u></p> <p>2.2 船体</p>	<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.7（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2.2 船体</p>	<p>知床対応</p>

検査項目	定期	1 中	2 中	3 中
2.2.1 (略)				
2.2.2 船体内部				
-1. <u>船体内部(水密隔壁を含む。)</u> 及びタンク内部は、腐食、損傷、過度の変形等について外観検査を行う。	○			
-2. ～-10. (略)				
2.2.3 <u>板厚計測(ただし、鋼船に限る。)</u>				
-1. ～-8. (略)	○	○	○	
2.2.4～2.2.9 (略)				

2.3・2.4 (略)

2.5 電気設備

検査項目	定期	1 中	2 中	3 中
2.5.1 (略)	○	○	○	
2.5.2 発電機(非常電源用発電機を含む。)				
-1.・-2. (略)	○	○	A	
-3. 負荷試験	○	○	A	
ただし、 <u>旅客船の第1種中間検査</u> においては、 <u>-1.～-3.</u> は特1中時のみ実施。				
2.5.3 配電盤(区電盤、分電盤を含む。)				
-1.・-2. (略)	○	○	○	
-3. (略)	○	○	A	
ただし、 <u>旅客船の第1種中間検査</u> においては、 <u>-2.及び-3.</u> は特1中時のみ実施。				

検査項目	定期	1 中	2 中	3 中
2.2.1 (略)				
2.2.2 船体内部				
-1. <u>船体内部</u> 及びタンク内部は、腐食、損傷、過度の変形等について外観検査を行う。	○			
-2. ～-10. (略)				
2.2.3 <u>鋼船の板厚計測</u>				
-1. ～-8. (略)	○	○	○	
2.2.4～2.2.9 (略)				

2.3・2.4 (略)

2.5 電気設備

検査項目	定期	1 中	2 中	3 中
2.5.1 (略)	○	○	○	
2.5.2 発電機(非常電源用発電機を含む。)				
-1.・-2. (略)	○	○	A	
-3. 負荷試験	○	○	A	
ただし、 <u>第1種中間検査</u> においては、 <u>-1～-3</u> は特1中時のみ実施。				
2.5.3 配電盤(区電盤、分電盤を含む。)				
-1.・-2. (略)	○	○	○	
-3. (略)	○	○	A	
ただし、 <u>第1種中間検査</u> においては、 <u>-2及び-3</u> は特1中時のみ実施。				
2.5.3 以下(略)				

明確化

明確化

明確化

明確化

2.5.3 以下 (略)

2.6 一般設備

2.6.1 居住、衛生及び脱出設備

-1. (略)

-2. 乗降船設備等

(1) (略)

(2) 荷重検査

国際航海に従事する船舶(総トン数 500 トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。)の乗降船設備については、上記(1)に加えて、次に掲げるいずれかの荷重を負荷して静荷重試験を行う。ただし、平成 21 年 12 月 31 日以前に建造された船舶に備え付けた乗降船設備については、引き続き備え付ける場合に限り、静荷重試験を省略して差し支えない。

静荷重試験は、使用条件の範囲で船側はしご又はショアギヤングウェイに最大曲げモーメントが発生するような傾斜の状態、船側はしご又はショアギヤングウェイの長手方向にわたって可能な限り均一に荷重を負荷して実施すること。

(a)・(b) (略)

-3. ～-6. (略)

2.6.2～2.6.6 (略)

2.6.7 特殊設備

-1. ・-2. (略)

-3. 簡易型船舶自動識別装置は効力試験を行う。

2.7 救命設備

2.7.1 (略)

2.7.2 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器

-1. 附属書F-1膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器及びスライダーの整備基準の定

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

2.6 一般設備

2.6.1 居住、衛生及び脱出設備

-1 (略)

-2. 乗降船設備等

(1) (略)

(2) 荷重検査

国際航海に従事する船舶(総トン数 500 トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。)の乗降船設備については、上記(1)に加えて、次に掲げるいずれかの荷重を負荷して静荷重試験を行う。

静荷重試験は、使用条件の範囲で船側はしご又はショアギヤングウェイに最大曲げモーメントが発生するような傾斜の状態、船側はしご又はショアギヤングウェイの長手方向にわたって可能な限り均一に荷重を負荷して実施すること。

(a)・(b) (略)

-3. ～-6. (略)

2.6.2～2.6.6 (略)

2.6.7 特殊設備

-1. ・-2. (略)

(新設)

2.7 救命設備

2.7.1 (略)

2.7.2 膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器

-1. 附属書F-1膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器の整備基準の定めるところに

<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

明確化

簡易 AIS

スライダーの規定追加

めるところにより検査を行う。ただし、国際航海に従事しない旅客船のいかだ等については、製造後1～9年目(除く2又は3年目のどちらか、5年目、7又は8年目のどちらか)及び10年以上で前回の整備において〔実ガス+荷重+耐圧〕又は〔荷重+耐圧〕の点検を実施している場合の整備は、附属書F-1.2.1から1.2.3まで、1.2.10-1及び1.3の検査のみを実施する。この場合において、1.2.1-2は展張状態での点検にとどめて差し支えない。なお、10年以上のいかだ等については、展張状態での点検整備を実施した次の年は〔荷重+耐圧〕又は漏えい試験を行い、漏えい試験を実施した次の年は〔荷重+耐圧〕試験を行う。(実ガスの時期は実ガスを行う。)

--	--	--	--

2.7.3～2.7.8 (略)

2.7.9-1 降下式乗込装置 (スライダーを除く。)
(略)

2.7.9-2 降下式乗込装置 (スライダーに限る。)

-1. 附属書F-1膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器及びスライダーの整備基準の定めるところにより検査を行う。ただし、旅客船のスライダーについては、製造後1～9年目(除く2又は3年目のどちらか、5年目、7又は8年目のどちらか)及び10年

○	○		
---	---	--	--

より検査を行う。ただし、国際航海に従事しない旅客船のいかだ等については、製造後1～9年目(除く2又は3年目のどちらか、5年目、7又は8年目のどちらか)及び10年以上で前回の整備において〔実ガス+荷重+耐圧〕又は〔荷重+耐圧〕の点検を実施している場合の整備は、附属書F-1.2.1から1.2.3まで、1.2.10-1及び1.3の検査のみを実施する。この場合において、1.2.1-2は展張状態での点検にとどめて差し支えない。なお、10年以上のいかだ等については、展張状態での点検整備を実施した次の年は〔荷重+耐圧〕又は漏えい試験を行い、漏えい試験を実施した次の年は〔荷重+耐圧〕試験を行う。(実ガスの時期は実ガスを行う。)

--	--	--	--

2.7.3～2.7.8 (略)

2.7.9 降下式乗込装置
(略)

(新設)

に伴うハネ
改正

スライダー
の規定の追
加に伴うも
の
スライダー
の規定を追
加

以上で前回の整備において〔実ガス+耐圧〕又は〔耐圧〕の点検を実施している場合の整備は、附属書F-1.2.1、1.2.2及び1.3の検査のみを実施する。この場合において、1.2.1-2は展張状態での点検にとどめて差し支えない。なお、10年以上のスライダーについては、展張状態での点検整備を実施した次の年は〔耐圧〕又は漏えい試験を行い、漏えい試験を実施した次の年は〔耐圧〕試験を行う。（実ガスの時期は実ガスを行う。）

--	--	--	--

-2. 実ガス膨脹試験

実ガス膨脹試験は、製造後 5 年を経過した定期的検査の時期及びその後 5 年以上経過した検査時期毎に行う。ただし、国際航海に従事しない旅客船については、S 編検査の特例に定める分割検査により実施しても差し支えない。

2.7.10 (略)

-1. (略)

-2. 救命胴衣-膨脹式のものにあつては、CO2 ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後 5 年以内又は、第 2B 種中間検査及び旅客船の特 1 中以外の第 1 種中間検査での膨脹試験については、現状良好な場合は、省略して差し支えない。

-3. ~-10. (略)

2.7.11~2.7.14 (略)

2.8~2.17 (略)

2.18 海上試運転

検査項目	定	1	2	3
------	---	---	---	---

(新設)

2.7.10 (略)

-1. (略)

-2. 救命胴衣-膨脹式のものにあつては、CO2 ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後 5 年以内又は、第 2B 種中間検査及び特 1 中以外の第 1 種中間検査での膨脹試験については、現状良好な場合は、省略して差し支えない。

-3. ~-10. (略)

2.7.11~2.7.14 (略)

2.8~2.17 (略)

2.18 海上試運転

検査項目	定	1	2	3
------	---	---	---	---

スライダーの規定を追加

明確化

	期	中	中	中
<u>2.18.1</u> 旅客船及びジェット推進船等特殊な航走を行う船舶にあつては、機関の作動、操舵及び後進の状況並びにサイドスラスタ及びフィンスタビライザーの作動が適当であることを確かめるため、次の時期に海上試運転を行う。				
<u>-1.</u> 旅客船については、定期検査及び特1中	○	○		
<u>-2.</u> ジェット推進船等特殊な航走を行う船舶(旅客船を除く。)については、定期検査	○			
<u>2.18.2</u> 主機解放に代えて行う海上試運転 次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。		○		

	期	中	中	中
旅客船及びジェット推進船等特殊な航走を行う船舶にあつては、機関の作動、操舵及び後進の状況並びにサイドスラスタ及びフィンスタビライザーの作動が適当であることを確かめるため、次の時期に海上試運転を行う。				
<u>2.18.1</u> 旅客船については、定期検査及び特1中	○	○		
<u>2.18.2</u> ジェット推進船等特殊な航走を行う船舶(旅客船を除く。)については、定期検査	○			
<u>2.18.3</u> 主機解放に代えて行う海上試運転 次頁に定める主機海上運転記録経歴簿の各項目について計測を行い、適当であることを確認する。なお、当該記録は船舶件名表に添付すること。ただし、入渠前に当該経歴簿に定める各項目が事前に計測され提出された場合(機関長及び船舶所有者又は船長の記名)、当該データが適当であることが確認できれば、海上試運転に代えて係留運転として差し支えない。この場合、提出されたデータを船舶件名表に添付する経歴簿に記載し、備考欄に「船主による事前計測」と明記すること。		○		

明確化

○船舶検査の方法 C編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>1.3 小型船舶及び総トン数5トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査</p> <p>1.3.1～1.3.4 (略)</p> <p>1.3.5 設備</p> <p>-1.・-2. (略)</p> <p><u>-3.</u> 降下式乗込装置(スライダーに限る。)</p> <p>スライダーにあつては、降下式乗込装置の使用方の説明書に従つて適切に固定されていること(使用時のみ固定するものにあつては固定できること)を確認する。</p> <p><u>-4.</u> (略)</p> <p><u>-5.</u> 簡易型船舶自動識別装置はB編1.7.8-3.を準用する。</p> <p>1.3.6 以下(略)</p>	<p>C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1・1.2 (略)</p> <p>1.3 小型船舶及び総トン数5トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査</p> <p>1.3.1～1.3.4 (略)</p> <p>1.3.5 設備</p> <p>-1.・-2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>-3.</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.3.6 以下(略)</p>	<p>スライダー</p> <p>簡易 AIS</p>

○船舶検査の方法 C編 第2章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.6 (略)</p> <p><u>2.1.7 施行規則第12条第1項の規定によりその他の航行上の条件を指定している場合、定期的検査において、当該航行上の条件の前提条</u></p>	<p>C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.6 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>知床対応</p>

<p><u>件が維持されていることを確認すること。</u></p> <p>2.2～2.5 (略)</p> <p>2.6 設備</p> <p>2.6.1 小安則が適用される船舶以外の船舶 検査は、次の準備が行われた状態で行い、検査の方法はB編2.6から2.11までを準用する。膨脹式救命胴衣については、CO2ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後5年以内<u>又は、5トン以上の旅客船にあっては定期検査後2回目又は3回目の第1種中間検査以外の第1種中間検査</u>の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。</p> <p>-1.及び-2. (略)</p> <p>2.6.2 小安則が適用される船舶</p> <p>-1.～-4. (略)</p> <p><u>-5. スライダー</u> B編第2章2.7.9-2を準用する。ただし、第1種中間検査において5トン以上の旅客船にあっては、定期検査後2回目又は3回目の第1種中間検査のどちらか1回整備を行う。</p> <p><u>-6.～-10.</u> (略)</p> <p><u>-11.</u> その他の設備 現状検査を行う。膨脹式救命胴衣にあっては、CO2ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後5年以内<u>又は、5トン以上の旅客船にあっては定期検査後2回目又は3回目の第1種中間検査以外の第1種中間検査</u>の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。<u>簡易型船舶自動識別装置にあっては効力試験を行う。</u></p> <p>2.7 以下 (略)</p>	<p>2.2～2.5 (略)</p> <p>2.6 設備</p> <p>2.6.1 小安則が適用される船舶以外の船舶 検査は、次の準備が行われた状態で行い、検査の方法はB編2.6から2.11までを準用する。膨脹式救命胴衣については、CO2ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後5年以内の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。</p> <p>-1.及び-2. (略)</p> <p>2.6.2 小安則が適用される船舶</p> <p>-1.～-4. (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>-5.～-9.</u> (略)</p> <p><u>-10.</u> その他の設備 現状検査を行う。膨脹式救命胴衣にあっては、CO2ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後5年以内の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。</p> <p>2.7 以下 (略)</p>	<p>明確化</p> <p>スライダーの規定を追加</p> <p>条ズレ</p> <p>明確化</p> <p>簡易 AIS</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

○船舶検査の方法 C-2 編 第 2 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																																				
<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.5 (略)</p> <p><u>2.1.6</u> 施行規則第 12 条第 1 項の規定によりその他の航行上の条件を指定している場合、定期的検査において、当該航行上の条件の前提条件が維持されていることを確認すること。</p> <p>2.2～2.5 (略)</p> <p>2.6 設備</p> <table border="1" data-bbox="197 742 976 1375"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1 中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.6 設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-1. ～-3. (略)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。<u>ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。</u></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>-5. スライダー</u> B 編第 2 章 2.7.9-2 を準用する。</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>-6. ～-10.</u></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	定期	1 中	2.6 設備			-1. ～-3. (略)	○	○	-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。 <u>ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。</u>	○	○	<u>-5. スライダー</u> B 編第 2 章 2.7.9-2 を準用する。	○	○	<u>-6. ～-10.</u>	○	○	<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2.2～2.5 (略)</p> <p>2.6 設備</p> <table border="1" data-bbox="1084 742 1863 1375"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>定期</th> <th>1 中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.6 設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>-1. ～-3. (略)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。<u>。</u></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>-5. ～9.</u> (略)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	定期	1 中	2.6 設備			-1. ～-3. (略)	○	○	-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。 <u>。</u>	○	○	(新設)			<u>-5. ～9.</u> (略)	○	○	<p>知床対応</p> <p>明確化</p> <p>スライダーの規定追加条ずれ</p>
検査項目	定期	1 中																																				
2.6 設備																																						
-1. ～-3. (略)	○	○																																				
-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。 <u>ただし、第 1 種中間検査において 5 トン以上の旅客船にあっては、定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査のどちらか 1 回整備を行う。</u>	○	○																																				
<u>-5. スライダー</u> B 編第 2 章 2.7.9-2 を準用する。	○	○																																				
<u>-6. ～-10.</u>	○	○																																				
検査項目	定期	1 中																																				
2.6 設備																																						
-1. ～-3. (略)	○	○																																				
-4. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用の救命浮器 附属書 F-6 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器の整備基準 (F-6.3、6.4.1 及び 6.5 を除く。) の定めるところにより検査を行う。 <u>。</u>	○	○																																				
(新設)																																						
<u>-5. ～9.</u> (略)	○	○																																				

<p><u>-11.</u> その他の設備 現状検査を行う。膨脹式救命胴衣にあっては、CO2 ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後 5 年以内又は、5 トン以上旅客船にあっては定期検査後 2 回目又は 3 回目の第 1 種中間検査以外の第 1 種中間検査の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。簡易型船舶自動識別装置にあっては効力試験を行う。</p>	<p>○ ○</p>	<p><u>-10.</u> その他の設備 現状検査を行う。膨脹式救命胴衣にあっては、CO2 ボンベの検量及び気室の膨脹試験を実施する。ただし、製造後 5 年以内の膨脹式救命胴衣の気室の膨脹試験については、現状良好な場合は省略して差し支えない。</p>	<p>○ ○</p>	<p>明確化 簡易 AIS</p>
<p>2.7～2.8 (略)</p>	<p>2.7～2.8 (略)</p>			

○船舶検査の方法 F 編

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>F 編 認定物件に係る検査</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 機関</p> <p>3.1～3.2 (略)</p> <p>3.3 (略)</p> <p>3.3.1～3.3.6 (略)</p> <p>3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例 認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第 8 条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であってその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。</p>	<p>F 編 認定物件に係る検査</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 機関</p> <p>3.1～3.2 (略)</p> <p>3.3 (略)</p> <p>3.3.1～3.3.6 (略)</p> <p>3.3.7 機関の重要部品に用いる材料試験の特例 認定事業場において製造する機関の重要部品の材料で法第 8 条の規定により登録を受けた船級協会が発行する証明書であってその内容が機関規則に適合しているものを有する場合は材料試験を省略して差し支えない。<u>なお、当分の間、BV 船級協会が発行する証明書については同様に取扱って差し支えない。</u></p>	<p>船級協会登録</p>

<p>4. 認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法</p> <p>4.1 次の条件をすべて満足している認定物件の部分品の荒削、水圧マーク打替えの各検査は書類による検査に代えても差し支えない。</p> <p>なお、書類検査に代えようとするときは、4.2の条件に適合していることを示す書類に意見を添えて、本局<u>首席海事技術専門官</u>に伺い出ること。</p> <p>4.2 以下（略）</p>	<p>4. 認定事業場の外注工場における認定物件に係る検査の方法</p> <p>4.1 次の条件をすべて満足している認定物件の部分品の荒削、水圧マーク打替えの各検査は書類による検査に代えても差し支えない。</p> <p>なお、書類検査に代えようとするときは、4.2の条件に適合していることを示す書類に意見を添えて、本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>に伺い出ること。</p> <p>4.2 以下（略）</p>	<p>海事 QMS</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

○船舶検査の方法 S編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>S編 検査の特例</p> <p>第1章 分割検査及び継続検査</p> <p>1.1 分割検査</p> <p>1.1.1 (略)</p> <p>1.1.2 内航旅客船に搭載する膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、膨脹式救助艇、<u>膨脹式救命いかだ支援艇又は降下式乗込装置(スライダーに限る。)</u>にあつては、定期的検査で行う実ガス膨脹試験、荷重試験、耐圧試験及び漏えい試験を当該検査とその後の定期的検査に分割し、それぞれ3年を超えない間隔で、かつ、全体が3年3月以内に結了するように順次行ってよい。ただし、製造後10年以上のいかだ等で、前回の整備において〔荷重+耐圧〕の点検を行っている場合は外観展張のみの点検で差し支えないが、2年連続外観展張のみの点検にならないよう分割すること。(実ガス膨脹試験については、5年毎に最低2個以上実施し、それ以外のいかだについては、ガスボンベの交換時に実施しても差し支えない。ただし、ガスボンベの有効期間内に限る。)また、<u>降下式乗込装置(スライダーを除く。本項において以下同じ。)</u>を2台以上搭載している旅客船にあつても、降下式乗</p>	<p>S編 検査の特例</p> <p>第1章 分割検査及び継続検査</p> <p>1.1 分割検査</p> <p>1.1.1 (略)</p> <p>1.1.2 内航旅客船に搭載する膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、膨脹式救助艇 <u>又は膨脹式救命いかだ支援艇</u>にあつては、定期的検査で行う実ガス膨脹試験、荷重試験、耐圧試験及び漏えい試験を当該検査とその後の定期的検査に分割し、それぞれ3年を超えない間隔で、かつ、全体が3年3月以内に結了するように順次行ってよい。ただし、製造後10年以上のいかだ等で、前回の整備において〔荷重+耐圧〕の点検を行っている場合は外観展張のみの点検で差し支えないが、2年連続外観展張のみの点検にならないよう分割すること。(実ガス膨脹試験については、5年毎に最低2個以上実施し、それ以外のいかだについては、ガスボンベの交換時に実施しても差し支えない。ただし、ガスボンベの有効期間内に限る。)また、降下式乗込装置を2台以上搭載している旅客船にあつても、<u>降下式乗込装置</u>の投下展張試験及び気室漏えい試験を同様に行つてよい。なお、異常を発見し、その状</p>	<p>スライダーの規定を追加</p> <p>スライダーの規定を追加</p>

<p>込装置の投下展張試験及び気室漏えい試験を同様に行ってよい。なお、異常を発見し、その状態が分割した残りのものについても同様な状態が生じていると思われる場合には、残りの全数についても検査を行うこととする。</p> <p><u>(注) スライダーは、荷重試験は対象外とする。</u></p>	<p>態が分割した残りのものについても同様な状態が生じていると思われる場合には、残りの全数についても検査を行うこととする。</p>	<p>加 スライダー の規定を追 加</p>
<p>1.1.3 分割検査計画書の承認</p> <p>分割検査を実施する場合には、船舶所有者から分割検査計画書(様式は特に定めていない。)、船舶検査手帳、船舶件名表その他必要とする資料を提出させ、計画書の内容を検討し、差し支えないと認められる場合には、当該計画書に<u>首席海事技術専門官</u>又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)名にて承認する旨記載のうえ、船舶所有者に返却し、船舶検査手帳と共に保管させること。</p>	<p>1.1.3 分割検査計画書の承認</p> <p>分割検査を実施する場合には、船舶所有者から分割検査計画書(様式は特に定めていない。)、船舶検査手帳、船舶件名表その他必要とする資料を提出させ、計画書の内容を検討し、差し支えないと認められる場合には、当該計画書に<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)名にて承認する旨記載のうえ、船舶所有者に返却し、船舶検査手帳と共に保管させること。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>1.1.4 (略)</p> <p>1.2 継続検査</p> <p>1.2.1 (略)</p> <p>1.2.2 (略)</p> <p>-1. 継続検査計画書の承認</p> <p>継続検査を実施する場合には、船舶所有者から継続検査計画書(様式は特に定めていない。)、船舶検査手帳、船舶件名表、当該船舶の機関保守整備基準及びその他必要とする資料を提出させ、計画書の内容を検討し、差し支えないと認められる場合には、当該計画書に<u>首席海事技術専門官</u>又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)名にて承認文言を記載のうえ、船舶所有者に返却し、船舶検査手帳と共に保管させること。</p> <p>-2. 以下(略)</p>	<p>1.1.4 (略)</p> <p>1.2 継続検査</p> <p>1.2.1 (略)</p> <p>1.2.2 (略)</p> <p>-1. 継続検査計画書の承認</p> <p>継続検査を実施する場合には、船舶所有者から継続検査計画書(様式は特に定めていない。)、船舶検査手帳、船舶件名表、当該船舶の機関保守整備基準及びその他必要とする資料を提出させ、計画書の内容を検討し、差し支えないと認められる場合には、当該計画書に<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)名にて承認文言を記載のうえ、船舶所有者に返却し、船舶検査手帳と共に保管させること。</p> <p>-2. 以下(略)</p>	<p>海事 QMS</p>

○船舶検査の方法 S編 第2章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">S 編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 整備認定事業場において整備された救命設備に係る検査</p> <p>-1. ~-2. (略)</p> <p>-3. <u>膨脹式救命浮器(小型船舶用も含む。)</u>、<u>降下式乗込装置(スライダーに限る。)</u>及び<u>小型船舶用膨脹式救命いかだ</u>を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が検査測度課長の承認を得た各社の整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B編 <u>2.7.2-1. 及び B編 2.7.9-2</u> で規定される附属書 F-1、C編 2.6.2-<u>4.</u> で規定される附属書 F-6 又は C-2編 2.6-<u>4.</u> で規定される附属書 F-6 の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3~2.1.4 (略)</p> <p>2.2~2.8 (略)</p> <p>2.9 プロペラ軸(船尾管内又は船外にある中間軸を含む)の抜き出し検査の特例</p> <p><u>2.9.1 プロペラ軸の種類</u></p> <p>-1. <u>第1種プロペラ軸</u></p> <p><u>海水潤滑式の船尾管軸受(張出し軸受けを含む。以下同じ。)</u>を有するゴム巻き、一体スリーブ(プロペラ軸の海水に露出する部分が、一体のもの又は2以上のスリーブを焼きばめ若しくは圧入する前に同質の材料で溶接若しくは鋳かけしたものをいう。)、又はこれと同等以上と認められた防食加工を施されたブ</p>	<p style="text-align: center;">S 編 検査の特例</p> <p>第2章 検査の特例</p> <p>2.1 予備検査に合格した物件等の検査</p> <p>2.1.1 (略)</p> <p>2.1.2 整備認定事業場において整備された救命設備に係る検査</p> <p>-1. ~-2. (略)</p> <p>-3. <u>小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式救命浮器(小型船舶用も含む。)</u>を膨脹式救命いかだに係る整備認定事業場で整備する場合であって、当該整備認定事業場が検査測度課長の承認を得た各社の整備要領書に従って整備する場合には、整備記録の内容から技術基準に適合していることを確認するものとし、B編 <u>2.7.2-1</u> で規定される附属書 F-1、C編 2.6.2-<u>1</u> で規定される附属書 F-6 又は C-2編 2.6-<u>4</u> で規定される附属書 F-6 の検査について立会いを省略して差し支えない。</p> <p>2.1.3~2.1.4 (略)</p> <p>2.2~2.8 (略)</p> <p>2.9 プロペラ軸(船尾管内又は船外にある中間軸を含む)の抜き出し検査の特例</p> <p>(新設)</p>	<p>スライダーの規定を追加</p> <p>スライダー規定を追加適正化</p> <p>明確化</p>

ロペラ軸又は適当な船尾管内潤滑油装置を備えるプロペラ軸

-2. 第1種3年プロペラ軸

認められた防食措置が施されていないプロペラ軸であって耐食性が特にすぐれていると認められた材質のもの

注1) 耐食性が特にすぐれていると認められた材質

高力黄銅棒

SUS316、SUS316L

注2) メーカー別の耐食性が特にすぐれていると認められたもの

NAS46-H4(日本冶金)

AMB5F アームスブロンズ(三菱マテリアル)

PSL-K(日立金属)

PSL-HT(日立金属)

SP1(大同特殊鋼)

DSDT(大同特殊鋼)

TXA208(愛知製鋼)

TXA208-ST(愛知製鋼)

KA3(山陽特殊製鋼)

-3. 第2種プロペラ軸

第1種プロペラ軸及び第1種3年プロペラ軸以外のプロペラ軸

2.9.2 第1種プロペラ軸

第1種プロペラ軸は、前回の定期検査で抜き出し検査を行った後の第1種中間検査(旅客船にあっては、特1中とする。)又は第3種中間検査(以下本2.9において「第1種中間検査等」という。)では検査を省略して差し支えない。ただし、前回の定期検査時に附属書C7. プロペラ軸等の精密な検査を行っていない軸にあっては、B編2.3.2-3(2)の検査を除く。

2.9.1 認められた防食措置が施されている軸

海水潤滑式の船尾管軸受(張出し軸受を含む。以下同じ。)を有するゴム巻き、一体スリーブ又はそれと同等以上と認められた防食加工を施された軸又は油潤滑式船尾管を有する軸は、前回の定期検査で抜き出し検査を行った後の第1種中間検査(旅客船にあっては、特1中とする。)又は第3種中間検査(以下本2.9において「第1種中間検査等」という。)では検査を省略して差し支えない。ただし、前回の定期検査時に附属書C7. プロペラ軸等の精密な検査を行っていない軸にあっては、B編2.3.2-3(2)の検査を除く。

2.9.3 第1種3年プロペラ軸

第1種3年プロペラ軸は、前回の定期検査で抜き出し検査を行った後の第1種中間検査等では、プロペラ軸の船尾管軸受け部が確認できる程度に部分的に抜き出し、可能な部分の軸身検査及びB編2.3.2-3の(4)(5)(7)(9)の検査とすることができる。ただし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。なお、部分抜き出しを行わずB編2.3.2-3の(1)から(7)及び(9)の検査を実施しても差し支えないが、この場合の次の抜き出し時期は、当該検査から3年を経過したときとする。

(削る)

(削る)

2.9.4・2.9.5 (略)

2.9.6 2.9.5の軸であって船尾管軸受部の保全のための有効な手段が講じられたものにあつては抜き出し検査をさらに延期して差し支えない。ただし、この場合、有効な手段及び延期期間について検査測度課長に伺い出ること。

2.9.2 認められた防食措置が施されていない軸であつて耐食性が特にすぐれていると認められた材質のもの

前回の定期検査で抜き出し検査を行った後の第1種中間検査等では、プロペラ軸の船尾管軸受け部が確認できる程度に部分的に抜き出し、可能な部分の軸身検査及びB編2.3.2-3の(4)(5)(7)(9)の検査とすることができる。ただし、異常が認められた場合は通常の抜き出し検査とする。なお、部分抜き出しを行わずB編2.3.2-3の(1)から(7)及び(9)の検査を実施しても差し支えないが、この場合の次の抜き出し時期は、当該検査から3年を経過したときとする。

注1) 耐食性が特にすぐれていると認められた材質

高力黄銅棒

SUS316、SUS316L

注2) メーカー別の耐食性が特にすぐれていると認められたもの

NAS46-H4(日本冶金)

AMB5F アームスブロンズ(三菱マテリアル)

PSL-K(日立金属)

PSL-HT(日立金属)

SP1(大同特殊鋼)

DSDT(大同特殊鋼)

TXA208(愛知製鋼)

TXA208-ST(愛知製鋼)

KA3(山陽特殊製鋼)

2.9.3・2.9.4 (略)

2.9.5 2.9.4の軸であつて船尾管軸受部の保全のための有効な手段が講じられたものにあつては抜き出し検査をさらに延期して差し支えない。ただし、この場合、有効な手段及び延期期間について検査測度課長に伺い出ること。

明確化

2.10 (略)

2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査

2.11.1 (略)

2.11.2 稼働時間の短い旅客船(湖川のみを航行するもの又は分割検査若しくは継続検査を実施しているものを除く。)の主機又は補助機関(付属する過給器及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であって次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす場合には、使用時間によって定めた検査要領によることができる。この場合、定期検査の方法に従って行う解放検査の間隔は2.11.1を準用する。なお、検査要領を定める場合は、意見を添えて本局首席海事技術専門官まで伺い出ること。

(1)～(3) (略)

2.12 (略)

2.13 内燃機関の解放検査の特例

2.13.1 (略)

2.13.2 内燃機関であって、準備告示第2条第1項第1号ハ(第2項で準用する場合を含む。)及び第10条第1項第1号ロ(第2項で準用する場合を含む。)に規定する検査の準備を行うことが構造上困難であり、かつ、設計上クランク腕の開閉量ができるだけ小さくなるように考慮されていると船舶検査官が認める場合には、同規定にかかわらず、当該検査の準備を省略して差し支えない。

この場合は、必要な資料を添えて本局首席海事技術専門官まで伺い出ること。

2.13-2～2.16 (略)

2.17 登録船級協会が検査を行う新造船の海上試運転に係る臨時航行検査における検査の特例

2.17.1～2.17.2 (略)

2.10 (略)

2.11 稼働時間の短い船舶の機関の検査

2.11.1 (略)

2.11.2 稼働時間の短い旅客船(湖川のみを航行するもの又は分割検査若しくは継続検査を実施しているものを除く。)の主機又は補助機関(付属する過給器及び送風機並びに動力伝達装置を含む。)であって次の(1)から(3)までの全ての条件を満たす場合には、使用時間によって定めた検査要領によることができる。この場合、定期検査の方法に従って行う解放検査の間隔は2.11.1を準用する。なお、検査要領を定める場合は、意見を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。

(1)～(3) (略)

2.12 (略)

2.13 内燃機関の解放検査の特例

2.13.1 (略)

2.13.2 内燃機関であって、準備告示第2条第1項第1号ハ(第2項で準用する場合を含む。)及び第10条第1項第1号ロ(第2項で準用する場合を含む。)に規定する検査の準備を行うことが構造上困難であり、かつ、設計上クランク腕の開閉量ができるだけ小さくなるように考慮されていると船舶検査官が認める場合には、同規定にかかわらず、当該検査の準備を省略して差し支えない。

この場合は、必要な資料を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。

2.13-2～2.16 (略)

2.17 登録船級協会が検査を行う新造船の海上試運転に係る臨時航行検査における検査の特例

2.17.1～2.17.2 (略)

海事 QMS

海事 QMS

2.17.3 対象船舶

船舶安全法第 25 条の 47 の規定により登録を受けた船級協会(登録船級協会)の検査を受検している船舶を対象とする。

(参考) 登録船級協会: ABS、BV、DNV、LR、NK

2.18 新造船に係る製造検査及び第 1 回定期検査における検査の特例

2.18.1 (略)

-1. 対象造船所

(略)

(1) ISO 9001 の認証(認定範囲が船舶の建造を含む場合に限る。)を取得している造船所。

(2) 上記(1)以外の造船所であって、社内に製造部門から独立した品質管理部門を設けており、過去の受検実績等から当該造船所が上記(1)の造船所と同等の品質管理能力を有すると管海官庁が認める造船所。

-2. 対象船舶

「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則(IGF コード)」及び「液化ガスのばら積運送のための船舶構造および設備に関する国際規制(IGC コード)」適用船舶以外の船舶。

-3. 対象検査範囲

(1) 溶接前開先確認検査

(2) 溶接仕上がり検査

(3) 船台上の各ブロック間の溶接の仕上がり検査

(4) タンク内検及び圧力試験

(5) 外板及び閉鎖装置の射水試験

-4. 注意事項

(1) 本取扱を行う場合、事前に立会検査計画等について打合せを

2.17.3 対象船舶

船舶安全法第 25 条の 47 の規定により登録を受けた船級協会(登録船級協会)の検査を受検している船舶を対象とする。

(参考) 登録船級協会: ABS、DNV GL、LR、NK

2.18 新造船に係る製造検査及び第 1 回定期検査における検査の特例

2.18.1 (略)

2.18.2 対象造船所

(略)

-1 ISO 9001 の認証(認定範囲が船舶の建造を含む場合に限る。)を取得している造船所。

-2 上記-1以外の造船所であって、社内に製造部門から独立した品質管理部門を設けており、過去の受検実績等から当該造船所が上記-1の造船所と同等の品質管理能力を有すると管海官庁が認める造船所。

2.18.3 対象船舶

「ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則(IGF コード)」及び「液化ガスのばら積運送のための船舶構造および設備に関する国際規制(IGC コード)」適用船舶以外の船舶。

2.18.4 対象検査範囲

-1 溶接前開先確認検査

-2 溶接仕上がり検査

-3 船台上の各ブロック間の溶接の仕上がり検査

-4 タンク内検及び圧力試験

-5 外板及び閉鎖装置の射水試験

2.18.5 注意事項

-1 本取扱を行う場合、事前に立会検査計画等について打合せを行

船級協会登録

ダブル船級

行うこと。

(2) 2.18.1-3.のそれぞれの検査項目について、立会検査の頻度は本取扱いを行わない場合の1/2程度にまで減じて差し支えない。

(3) 社内検査が適切に行われていることを、立会検査を行う際に社内検査記録、事情聴取等により確認すること。

2.18.2 登録船級協会の船級の登録を受ける新造船の製造検査及び第1回定期検査について、登録船級協会が作成する検査記録の内容を確認し、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該記録の確認にとどめてよい。

-1. 対象船舶

登録船級協会の船級の登録を受ける船舶（旅客船を含む。）

-2. 対象検査範囲

(1) 溶接前開先確認検査

(2) 溶接仕上がり検査

(3) 船台上の各ブロック間の溶接の仕上がり検査

(4) タンク内検及び圧力試験

(5) 外板及び閉鎖装置の射水試験

-3. 注意事項

(1) 本取扱いを行う場合、事前に船級協会と立会検査計画等について打合せを行うこと。

(2) 船級協会により作成された検査記録の内容が適当なものであること。

2.19～2.20 (略)

2.21 船体計画保全検査

-1. ～-4. (略)

うこと。

-2 2.18.4のそれぞれの検査項目について、立会検査の頻度は本取扱いを行わない場合の1/2程度にまで減じて差し支えない。

-3 社内検査が適切に行われていることを、立会検査を行う際に社内検査記録、事情聴取等により確認すること。

(新設)

2.19～2.20 (略)

2.21 船体計画保全検査

-1. ～-4. (略)

ダブル船級

○船舶検査の方法 附属書 A

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書 A 一般的事項に関する附属書</p>	<p>附属書 A 一般的事項に関する附属書</p>	
<p>1. (略)</p> <p>2. 設計検査時における書類の返却方法等の取扱い</p> <p>2.1 検査申請者に図書目録(図面番号、図面名称、船名又は船番等を記載したもの)を添付した設計書類(製造仕様書、設計図面、計算書等を含む。以下「書類」という。)を2部提出させる。本局首席海事技術専門官又は検査測度課長に伺い出るものにあつては、それぞれ必要な部数を追加するものとする。</p> <p>2.2 (略)</p> <p>2.3 首席海事技術専門官又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)は、当該書類をチェックし、第2号様式の返却文書に添えて各1部を検査申請者に返却する。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 設計検査時における書類の返却方法等の取扱い</p> <p>2.1 検査申請者に図書目録(図面番号、図面名称、船名又は船番等を記載したもの)を添付した設計書類(製造仕様書、設計図面、計算書等を含む。以下「書類」という。)を2部提出させる。本局首席海事技術専門官(船舶検査官)又は検査測度課長に伺い出るものにあつては、それぞれ必要な部数を追加するものとする。</p> <p>2.2 (略)</p> <p>2.3 首席海事技術専門官(船舶検査官)又は海事技術専門官(旧船舶検査長に該当するものに限る。)は、当該書類をチェックし、第2号様式の返却文書に添えて各1部を検査申請者に返却する。</p>	<p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p>
<p>[第2号様式]</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>検査申請者名</p> <p>○○運輸局 首席海事技術専門官 (氏名) 印</p> <p>又は、</p> <p>○○運輸局○○運輸支局 首席海事技術専門官 (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○運輸支局 海事技術専門官 (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○海事事務所 首席海事技術専門官 (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○海事事務所</p>	<p>[第2号様式]</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>検査申請者名</p> <p>○○運輸局 首席海事技術専門官(船舶検査官) (氏名) 印</p> <p>又は、</p> <p>○○運輸局○○運輸支局 首席海事技術専門官(船舶検査官) (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○運輸支局 海事技術専門官(船舶検査官) (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○海事事務所 首席海事技術専門官(船舶検査官) (氏名) 印</p> <p>○○運輸局○○海事事務所</p>	

<p style="text-align: center;"><u>海事技術専門官</u> (氏名) 印</p> <p>以下 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>海事技術専門官(船舶検査官)</u> (氏名) 印</p> <p>以下 (略)</p>	
<p>2. 4～2. 6 (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法</p> <p>4. 1 (略)</p> <p>4. 2 検査体制 (略)</p> <p>4. 2. 1 本局に船舶検査申請があった場合</p> <p>-1 (略)</p> <p>-2 本局内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p> <p>(1) <u>首席海事技術専門官</u>は、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等の<u>首席海事技術専門官</u>あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p> <p>(2) 担当資格者は、4. 3. 2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を本局<u>首席海事技術専門官</u>あて、送付する。</p> <p>-3 管内に資格者が配置されていない場合</p> <p>(1) 首席海事技術専門官は、海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を送付する。</p> <p>(2) 海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、当該資格者が配置されている本局又は支局等<u>首席海事技術専門官</u>あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p>	<p>2. 4～2. 6 (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 確率論による損傷時の復原性の検査の方法</p> <p>4. 1 (略)</p> <p>4. 2 検査体制 (略)</p> <p>4. 2. 1 本局に船舶検査申請があった場合</p> <p>-1 (略)</p> <p>-2 本局内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p> <p>(1) <u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>は、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等の<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p> <p>(2) 担当資格者は、4. 3. 2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>あて、送付する。</p> <p>-3 管内に資格者が配置されていない場合</p> <p>(1) 首席海事技術専門官(<u>船舶検査官</u>)は、海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を送付する。</p> <p>(2) 海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、当該資格者が配置されている本局又は支局等<u>首席海事技術船舶検査官</u>あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p>	<p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p>

<p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>あて、送付する。</p>	<p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>あて、送付する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>(4) 海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p>(4) 海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>4.2.2 支局等に船舶検査申請があった場合</p>	<p>4.2.2 支局等に船舶検査申請があった場合</p>	
<p>-1 (略)</p>	<p>-1 (略)</p>	
<p>-2 支局等内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p>	<p>-2 支局等内に資格者が配置されていない場合であって、管内には配置されている場合</p>	
<p>(1) <u>首席海事技術専門官</u>は、本局<u>首席海事技術専門官</u>あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を送付する。</p>	<p>(1) <u>首席海事技術船舶検査官(船舶検査官)</u>は、本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>あて、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を送付する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>(2) 本局<u>首席海事技術専門官</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等<u>首席海事技術専門官</u>に対し、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。なお、本局に配置されている資格者を指名する場合は、担当資格者指名書(別紙様式 2)を、当該資格者に手交する。</p>	<p>(2) 本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている支局等<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>に対し、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。なお、本局に配置されている資格者を指名する場合は、担当資格者指名書(別紙様式 2)を、当該資格者に手交する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を本局<u>首席海事技術専門官</u>あて、送付する。</p>	<p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>あて、送付する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>(4) 本局<u>首席海事技術専門官</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p>(4) 本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p>海事 QMS</p>
<p>-3 支局等内及び管内に資格者が配置されていない場合</p>	<p>-3 支局等内及び管内に資格者が配置されていない場合</p>	
<p>(1) <u>首席海事技術専門官</u>は、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を本局を経由し、海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>あて、送付</p>	<p>(1) <u>首席海事技術船舶検査官(船舶検査官)</u>は、プログラム検査依頼文書(別紙様式 1)を本局を経由し、海事局検査測度課<u>船舶検査</u></p>	<p>海事 QMS</p>

<p>する。</p> <p>(2) 海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている本局又は支局等首席海事技術専門官あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p> <p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>あて、送付する。</p> <p>(4) 海事局検査測度課<u>船舶測度検査官</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、本局を経由し、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p><u>宣</u>あて、送付する。</p> <p>(2) 海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>は、プログラム検査依頼文書を基に、申請があった造船所の場所等を勘案した上で担当資格者を選定し、担当資格者が配置されている本局又は支局等首席海事技術専門官あて、担当資格者指名書(別紙様式 2)を送付する。</p> <p>(3) 担当資格者は、4.3.2 の計算プログラムによる確認を行い、プログラム検査結果報告書(別紙様式 3)を海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>あて、送付する。</p> <p>(4) 海事局検査測度課<u>船舶検査官</u>は、プログラム検査結果報告書を基に、本局を経由し、プログラム検査依頼元あて、プログラム検査結果通知書(別紙様式 4)を送付する。</p>	<p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

○船舶検査の方法 附属書 C

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書 C 機関の検査に関する附属書</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5-1. 新型内燃機関の陸上試験</p> <p>5.1～5.4 (略)</p> <p>5.5 その他</p> <p>本試験方法により合格した新型内燃機関については、本局<u>首席海事技術専門官</u>は、次の様式の報告書に試験成績書を添付して検査測度課長に報告すること。</p> <p>様式 (略)</p> <p>5-2. 新型ガスタービンの陸上運転</p>	<p>附属書 C 機関の検査に関する附属書</p> <p>1. ～4. (略)</p> <p>5-1. 新型内燃機関の陸上試験</p> <p>5.1～5.4 (略)</p> <p>5.5 その他</p> <p>本試験方法により合格した新型内燃機関については、本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>は、次の様式の報告書に試験成績書を添付して検査測度課長に報告すること。</p> <p>様式 (略)</p> <p>5-2. 新型ガスタービンの陸上運転</p>	<p>海事 QMS</p>

5-2.1～5-2.4 (略)

5-2.5 その他(報告)

本試験方法により合格した新型ガスタービンについては、本局首席海事技術専門官は、次の様式の報告書に試験成績書を添付して検査測度課長に報告すること。

様式 (略)

6. 効力試験

6.1 (略)

6.1.1 機関区域無人化船以外の船舶の効力試験

-1. (略)

-2. ボイラ(小型ボイラ等を除く。)にあつては、次に定める蓄気試験

(1) (略)

(2) 過熱器を焼損するおそれがある水管ボイラにあつては、安全弁の合計面積が機関規則心得附属書〔9〕の規定により算定した面積以上を有し、かつ、あらかじめ本局首席海事技術専門官の承認した蒸気放出能力の試験に合格したものである場合は、蓄気試験を省略することができる。ただし、機関の海上試運転中、ボイラを最大蒸気発生状態で安全弁を噴気させて、その性能を確認しなければならない。

-3. ～-18. (略)

6.1.2 機関区域無人化船の効力試験

-1. (略)

-2. ボイラ(小型ボイラ等を除く。)にあつては、次に定める蓄気試験

(1) (略)

(2) 過熱器を焼損するおそれがある水管ボイラにあつては、安全

5-2.1～5-2.4 (略)

5-2.5 その他(報告)

本試験方法により合格した新型ガスタービンについては、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)は、次の様式の報告書に試験成績書を添付して検査測度課長に報告すること。

様式 (略)

6. 効力試験

6.1 (略)

6.1.1 機関区域無人化船以外の船舶の効力試験

-1. (略)

-2. ボイラ(小型ボイラ等を除く。)にあつては、次に定める蓄気試験

(1) (略)

(2) 過熱器を焼損するおそれがある水管ボイラにあつては、安全弁の合計面積が機関規則心得附属書〔9〕の規定により算定した面積以上を有し、かつ、あらかじめ本局首席海事技術専門官(船舶検査官)の承認した蒸気放出能力の試験に合格したものである場合は、蓄気試験を省略することができる。ただし、機関の海上試運転中、ボイラを最大蒸気発生状態で安全弁を噴気させて、その性能を確認しなければならない。

-3. ～-18. (略)

6.1.2 機関区域無人化船の効力試験

-1. (略)

-2. ボイラ(小型ボイラ等を除く。)にあつては、次に定める蓄気試験

(1) (略)

(2) 過熱器を焼損するおそれがある水管ボイラにあつては、安全

海事 QMS

海事 QMS

<p>弁の合計面積が機関規則心得附属書〔9〕の規定により算定した面積以上を有し、かつ、あらかじめ本局<u>首席海事技術専門官</u>の承認した蒸気放出能力の試験に合格したものである場合は、蓄気試験を省略することができる。ただし、機関の海上試運転中、ボイラを最大蒸気発生状態で安全弁を噴気させて、その性能を確認しなければならない。</p> <p>-3. 以下（略）</p>	<p>弁の合計面積が機関規則心得附属書〔9〕の規定により算定した面積以上を有し、かつ、あらかじめ本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>の承認した蒸気放出能力の試験に合格したものである場合は、蓄気試験を省略することができる。ただし、機関の海上試運転中、ボイラを最大蒸気発生状態で安全弁を噴気させて、その性能を確認しなければならない。</p> <p>-3. 以下（略）</p>	<p>海事 QMS</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

○船舶検査の方法 附属書 E

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>附属書 E 設備の検査に関する附属書</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1～1.6 (略)</p> <p>1.7 型式承認対象物件の予備検査</p> <p>1.7.1 プロトタイプ</p> <p>原則として型式承認試験基準による。これにより難い特殊な事情のあるときは、本局<u>首席海事技術専門官</u>に伺い出ること。ただし、救命設備については、SOLAS 条約第 3 章第 4 規則の規定に留意すること。</p> <p>1.7.2 プロトタイプ以外のもの</p> <p>本局<u>首席海事技術専門官</u>に伺い出ること。</p> <p>1.8 (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5. 荷役その他の作業の設備(設備規程第 5 編第 1 章参照)</p> <p>5.1～5.2 (略)</p>	<p>附属書 E 設備の検査に関する附属書</p> <p>1. 総則</p> <p>1.1～1.6 (略)</p> <p>1.7 型式承認対象物件の予備検査</p> <p>1.7.1 プロトタイプ</p> <p>原則として型式承認試験基準による。これにより難い特殊な事情のあるときは、本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>に伺い出ること。ただし、救命設備については、SOLAS 条約第 3 章第 4 規則の規定に留意すること。</p> <p>1.7.2 プロトタイプ以外のもの</p> <p>本局<u>首席海事技術専門官(船舶検査官)</u>に伺い出ること。</p> <p>1.8 (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5. 荷役その他の作業の設備(設備規程第 5 編第 1 章参照)</p> <p>5.1～5.2 (略)</p>	<p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p>

<p>5-2. 電気設備</p> <p>5-2.1 電線</p> <p>5-2.1.1～5-2.1.10 (略)</p> <p>5-2.1.11 検査の方法</p> <p>.1 5-2.1.7に掲げる「試験方法」のうち、.1 構造試験、.2 導体抵抗試験、.3 耐電圧試験及び.4 絶縁抵抗試験については船舶検査官が立ち会うこと。その他の試験については製造者が過去に実施した試験のデータの確認にとどめて差し支えない。</p> <p>.2 (略)</p> <p>.3 内張等の施工により内部が確認できない場所については、同施工に先立ち、当該電線敷設工事に船舶検査官が立ち会うこと。</p> <p>6. 以下 (略)</p>	<p>5-2. 電気設備</p> <p>5-2.1 電線</p> <p>5-2.1.1～5-2.1.10 (略)</p> <p>5-2.1.11 検査の方法</p> <p>.1 5-2.1.7に掲げる「試験方法」のうち、.1 構造試験、.2 導体抵抗試験、.3 耐電圧試験及び.4 絶縁抵抗試験については検査官が立ち会うこと。その他の試験については製造者が過去に実施した試験のデータの確認にとどめて差し支えない。</p> <p>.2 (略)</p> <p>.3 内張等の施工により内部が確認できない場所については、同施工に先立ち、当該電線敷設工事に検査官が立ち会うこと。</p> <p>6. 以下 (略)</p>	<p>海事 QMS</p> <p>海事 QMS</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------

○船舶検査の方法 附属書 F

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>附属書F 整備基準等</p> <p>1. 膨脹式救命いかだ、<u>膨脹式救命浮器及びスライダー</u>整備基準</p> <p>1.1 適用範囲 この基準は、膨脹式救命いかだ、<u>救命浮器(膨脹式)及びスライダー</u>(以下「いかだ等」という。)について、点検、整備を行う場合に適用する。</p> <p>1.2 点検、整備の方法 いかだ等の点検、整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項について確かめる。なお、いかだ等の点検、整備にあたっては、それぞれの製品についての社内基準に基づき本基準を標準として慎重に行わなければならない。</p>	<p>附属書F 整備基準等</p> <p>1. 膨脹式救命いかだ<u>及び膨脹式救命浮器</u>整備基準</p> <p>1.1 適用範囲 この基準は、膨脹式救命いかだ<u>及び救命浮器(膨脹式)</u>(以下「いかだ等」という。)について、点検、整備を行う場合に適用する。</p> <p>1.2 点検、整備の方法 いかだ等の点検、整備は、これを備え付けている船舶の定期検査又は中間検査の時期に行い、次の事項について確かめる。なお、いかだ等の点検、整備にあたっては、それぞれの製品についての社内基準に基づき本基準を標準として慎重に行わなければならない。</p>	<p>スライダーの規定を追加</p> <p>スライダーの規定を追加</p>

1.2.1 外観点検

-1. 格納状態での点検

先ずコンテナ（スライダーにあっては、収納袋。）に格納されたままの状態外部点検し、格納袋がある場合は、コンテナからいかだ等を取り出し、格納袋を外部点検し、表示事項、格納袋の異状、格納状態の適否を調べる。

-2. 膨脹状態での点検

主気室内の内圧を使用圧力に調整し、表1に従って各部材質の劣化、汚損、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。

表 1

点検箇所	点検内容
1.～12. (略)	(略)
13. もやい綱	変質、切れ、汚れ、長さ、 <u>交換年月</u>
<u>14. 引き寄せ索</u>	変質、切れ、汚れ、長さ、 <u>交換年月</u>
<u>15.～17. (略)</u>	(略)
<u>18. コンテナ又は収納袋</u>	破損、変質、切れ、 <u>雨水の抜け具合（コンテナに限る。）</u>
<u>19.～25. (略)</u>	(略)
<u>26. 乗り込み台</u>	(略)
<u>27. 排水設備</u>	取付部の変質、裂け、切れ、詰まり 排水弁絞りひもの索の変質、切れ、こすれ

(注1) スライダーは、1.、3.～5.、8.、15.、18.及び20.に限る。

1.2.2 (略)

1.2.3 ぎ装品の点検(ぎ装品を備え付けているものに限る。)

1.2.1 外観点検

-1. 格納状態での点検

先ずコンテナに格納されたままの状態外部点検し、格納袋がある場合は、コンテナからいかだ等を取り出し、格納袋を外部点検し、表示事項、格納袋の異状、格納状態の適否を調べる。

-2. 膨脹状態での点検

主気室内の内圧を使用圧力に調整し、表1に従って各部材質の劣化、汚染、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。

表 1

点検箇所	点検内容
1.～12. (略)	(略)
13. もやい綱	変質、切れ、汚れ、長さ、 <u>使用期間</u>
<u>14.～16. (略)</u>	(略)
<u>17. コンテナ</u>	破損、変質、切れ、 <u>雨水の抜け具合</u>
<u>18.～24. (略)</u>	(略)
<u>25. 乗り込み台</u>	(略)

1.2.2 (略)

1.2.3 ぎ装品の点検(膨脹式救命浮器を除く)

スライダーの規定を追加

適正化

適正化

位置保持型への対応
条ずれ
スライダーの規定を追加
条ずれ

改良型浮器への対応

スライダーの規定を追加

適正化

<p>(略)</p> <p>1.2.4 <u>荷重試験 (スライダーは除く。)</u> (略)</p> <p>1.2.5～1.2.6 (略)</p> <p>1.2.7 漏洩試験</p> <p>-1. 膨脹させた状態で内外から<u>天幕布 (スライダーは、天幕布を有するものに限る。)</u>、上下主気室相互及び主気室と床気室 (<u>スライダーは除く。)</u>の接着部、補強テープ等のしわ、ずれ、はがれ等劣化の徴候のないことを確かめる。</p> <p>1.2.8 (略)</p> <p>1.2.9 乗込台の<u>機能確認 (スライダーを除く。)</u> 乗込台と連結されている気室の内圧を使用圧力に調整し、補助空気弁を開放して 30 分放置し、気室が著しく変形してないことを確認する。</p> <p>1.2.10 <u>自動離脱装置 (スライダーを除く。)</u> (略)</p> <p>1.3 <u>積付け等の検査 (スライダーは、-3.に限る。)</u></p> <p>-1. ～-2. (略)</p> <p><u>-3. 積付けが適切であることを確かめる。</u></p> <p><u>1.4 整備記録の作成等</u></p> <p><u>1.4.1 整備者は、いかだ等の点検、整備を完了したときには、別紙第 1 号様式、別紙 1-2 号様式又は別紙 3 号様式の整備記録を作成し、検査を実施した管海官庁及び船舶所有者に各 1 部送付するとともに、1 部を事業場に保管すること。</u></p> <p><u>1.4.2 1.4.1 のほか、膨脹式救命いかだ又は膨脹式救命浮器に添付</u></p>	<p>(略)</p> <p>1.2.4 <u>荷重試験</u> (略)</p> <p>1.2.5～1.2.6 (略)</p> <p>1.2.7 漏洩試験</p> <p>-1. 膨脹させた状態で内外から<u>天幕布</u>、上下主気室相互及び主気室と床気室の接着部、補強テープ等のしわ、ずれ、はがれ等劣化の徴候のないことを確かめる。</p> <p>1.2.8 (略)</p> <p>1.2.9 乗込台の<u>機能確認</u> 乗込台と連結されている気室の内圧を使用圧力に調整し、補助空気弁を開放して 30 分放置し、気室が著しく変形してないことを確認する。</p> <p>1.2.10 <u>自動離脱装置</u> (略)</p> <p>1.3 <u>積付け等の検査</u></p> <p>-1. ～-2. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>スライダーは対象外とするもの</p> <p>スライダーの規定を追加</p> <p>スライダーは対象外とするもの スライダーは対象外とするもの スライダーの規定を追加</p> <p>スライダーの規定を追加 一般的な要件を追記 適正化</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><u>されている別紙第 2 号様式の整備経歴簿に整備結果を記入すること。</u></p> <p><u>膨脹式救命いかだ等整備記録 (別紙 1 参照)</u> <u>膨脹式救命いかだ等整備経歴簿 (別紙 2 参照)</u> <u>降下式乗込装置 (スライダー) 整備記録 (別紙 3 参照)</u></p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 降下式乗込装置整備基準</p> <p>5.1 適用 この基準は、降下式乗込装置(以下「乗込装置」という。)について、点検、整備を行う場合に適用する。<u>ただし、スライダーについては、1. 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器及びスライダー整備基準による。</u></p> <p>5.2・5.3 (略)</p> <p>6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器整備基準</p> <p>6.1 (略)</p> <p>6.2 点検、整備の方法</p> <p>6.2.1 外観点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 展張状態での点検</p> <p><u>いかだ等の</u>本体を展張し、表 1 に従って各部材質の劣化、<u>汚損</u>、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">点検箇所</th> <th style="width: 50%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～12. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13. もやい綱</td> <td>変質、切れ、<u>汚れ、長さ、交換年月</u></td> </tr> <tr> <td><u>14. 引き寄せ索</u></td> <td><u>変質、切れ、汚れ、長さ、交換年月</u></td> </tr> </tbody> </table>	点検箇所	点検内容	1. ～12. (略)	(略)	13. もやい綱	変質、切れ、 <u>汚れ、長さ、交換年月</u>	<u>14. 引き寄せ索</u>	<u>変質、切れ、汚れ、長さ、交換年月</u>	<p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 降下式乗込装置整備基準</p> <p>5.1 適用 この基準は、降下式乗込装置(以下「乗込装置」という。)について、点検、整備を行う場合に適用する。<u>。</u></p> <p>5.2・5.3 (略)</p> <p>6. 小型船舶用膨脹式救命いかだ及び膨脹式の小型船舶用救命浮器整備基準</p> <p>6.1 (略)</p> <p>6.2 点検、整備の方法</p> <p>6.2.1 外観点検</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 展張状態での点検</p> <p><u>いかだ</u>本体を展張し、表 1 に従って各部材質の劣化、<u>汚染</u>、破損、接着部のはがれ、金属部の腐食、表示事項の鮮明度等を点検する。</p> <p style="text-align: center;">表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">点検箇所</th> <th style="width: 50%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ～12. (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>13. もやい綱</td> <td>変質、切れ、<u>汚れ</u></td> </tr> </tbody> </table>	点検箇所	点検内容	1. ～12. (略)	(略)	13. もやい綱	変質、切れ、 <u>汚れ</u>	<p>現行様式採用</p> <p>スライダー整備記録の新設</p> <p>スライダーの規定追加に伴う改正</p> <p>適正化</p> <p>適正化</p> <p>位置保持型への対応</p>
点検箇所	点検内容															
1. ～12. (略)	(略)															
13. もやい綱	変質、切れ、 <u>汚れ、長さ、交換年月</u>															
<u>14. 引き寄せ索</u>	<u>変質、切れ、汚れ、長さ、交換年月</u>															
点検箇所	点検内容															
1. ～12. (略)	(略)															
13. もやい綱	変質、切れ、 <u>汚れ</u>															

15.～18. (略)	(略)	14.～17. (略)	(略)	条ずれ
19. 海水電池	(略)	18. 海水電池	(略)	
20. 排水装置	取付部の変質、裂け、切れ、詰まり 排水弁絞りひもの変質、切れ、こすれ			
<p>6.2.2～6.2.6 (略)</p> <p>6.3 修理加工方法の基準 (略)</p> <p>6.3.1 (略)</p> <p>6.3.2 修理の方法 (略)</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 格納袋、天幕、救命索等の修理</p> <p>(1) 格納袋、天幕の修理は、気室の修理方法に準じて行う。ただし、裏ばり、二重ばり等の補強手段は行わなくてもよく、かつ、相当大規模の修理まで<u>事業場</u>において行うことができる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>-3.～-6. (略)</p> <p>6.4 最終点検及び積付けの点検 (略)</p> <p>6.4.1 最終点検</p> <p>整備者は、整備の完了した<u>いかだ等</u>は、ガスボンベの重量、ガス充気装置の取付状態、補充弁(吸排弁)の閉鎖、ぎ装品の取り付け等を確認したうえ収納し、コンテナに封印を行い、輸送中の損傷を防ぐため木箱その他に梱包、輸送すること。</p> <p>6.4.2 (略)</p> <p>6.5 整備記録の作成等</p> <p>6.5.1・6.5.2 (略)</p>	<p>6.2.2～6.2.6 (略)</p> <p>6.3 修理加工方法の基準 (略)</p> <p>6.3.1 (略)</p> <p>6.3.2 修理の方法 (略)</p> <p>-1. (略)</p> <p>-2. 格納袋、天幕、救命索等の修理</p> <p>(1) 格納袋、天幕の修理は、気室の修理方法に準じて行う。ただし、裏ばり、二重ばり等の補強手段は行わなくてもよく、かつ、相当大規模の修理まで<u>サービス・ステーション</u>において行うことができる。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>-3.～-6. (略)</p> <p>6.4 最終点検及び積付けの点検 (略)</p> <p>6.4.1 最終点検</p> <p>整備者は、整備の完了した<u>いかだ</u>は、ガスボンベの重量、ガス充気装置の取付状態、補充弁(吸排弁)の閉鎖、ぎ装品の取り付け等を確認したうえ収納し、コンテナに封印を行い、輸送中の損傷を防ぐため木箱その他に梱包、輸送すること。</p> <p>6.4.2 (略)</p> <p>6.5 整備記録の作成等</p> <p>6.5.1・6.5.2 (略)</p>	<p>適正化</p> <p>適正化</p>		

<p>膨脹式救命いかだ等整備記録 (別紙1のとおり) <u>(削る)</u> (略) <u>降下式乗込装置 (スライダー) 整備記録 (別紙2のとおり)</u> 7. ~23. (略)</p>	<p>膨脹式救命いかだ整備記録 <u>膨脹式救命浮器整備記録</u> (略) (新設) 7. ~23. (略)</p>	<p>現行様式採用 いかだと統合 スライダーの 様式を追加</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

○船舶検査の方法 附属書 G

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>附属書G 経年劣化する設備の検査の方法 1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。 -1. 救命艇、救命いかだ、救助艇及び救命いかだ支援艇のぎ装品のうち救難食糧、飲料水、応急医療具、持運び式消火器の消火剤及び火工品並びに救命いかだ及び<u>降下式乗込装置 (スライダーを除く。)</u>の海水電池 -2. ~-4. (略) 2. (略)</p>	<p>附属書G 経年劣化する設備の検査の方法 1. この附属書は、次の経年劣化する設備に適用する。 -1. 救命艇、救命いかだ、救助艇及び救命いかだ支援艇のぎ装品のうち救難食糧、飲料水、応急医療具、持運び式消火器の消火剤及び火工品並びに救命いかだ及び<u>降下式乗込装置</u>の海水電池 -2. ~-4. (略) 2. (略)</p>	<p>スライダーは対象外とするもの</p>

○船舶検査の方法 附属書 H

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>附属書H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. ~2. (略) 3. 証明 管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準</p>	<p>附属書H 工事又は整備等を行う事業場等の証明 1. ~2. (略) 3. 証明 管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準</p>	

